○文部科学省令第五号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第三号及び第九条の五第二項の規定に基づき、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（科目の単位） **第三条**　社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。	（科目の単位） **第三条**　社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。
科目 / 単位数 生涯学習概論　二 生涯学習支援論　二 社会教育経営論　二 社会教育演習　二	科目 / 単位数 生涯学習概論　二 社会教育計画　二 社会教育演習　二 社会教育特講　三
	備考 一　生涯学習概論は、おおむね、生涯学習の意義、学習者の特性と学習の継続発展、生涯学習と家庭教育、生涯学習と学校教育、生涯学習と社会教育、生涯学習社会における各教育機能相互の連携と体系化、生涯学習社会の学習システム、生涯学習関連施策の動向、社会教育の意義、社会教育と社会教育行政、社会教育の内容、社会教育の方法・形態、社会教育指導者、社会教育施設の概要、学習情報提供と学習相談の意義等の事項について授業を行うものとする。 二　社会教育計画は、おおむね、地域社会と社会教育、社会教育調査とデータの活用、社会教育事業計画、社会教育の対象の理解と組織化、学習情報の収集整理と提供のためのシステムの構築と運用、学習相談の方法、社会教育の広報・広聴、社会教育施設の経営、社会教育の評価等の事項について授業を行うものとする。 三　社会教育特講は、国際化と社会教育、高齢化と社会教育、情報化と社会教育、家庭教育と社会教育、青少年問題と社会教育、婦人問題と社会教育、環境問題と社会教育、同和問題と社会教育、社会教育行政、視聴覚教育、学校開放、ボランティア活動、社会体育、健康教育、消費者教育、文化財の保護、社会福祉と社会教育、企業内教育・職業訓練、民間の教育・学習機関等の事項のうちから選択して授業を行うものとする。
（修了証書の授与） **第八条**　講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。	（修了証書の授与） **第八条**　講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により九単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。
2　［略］	2　［同上］
3　第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。	［項を加える。］